

2月号では、「お金と生活の知恵～次世代に向けて～」について、ご紹介しました。
今月は、「人生100年時代。今からできるシンプル投資」について、ご紹介します。



人生100年時代。今からできるシンプル投資

人生100年時代を迎え、長い老後に向けて自分自身で資産形成する重要性がこれまで以上に増えています。専門的知識やノウハウがなく、最初の一步を踏み出すことができない方にも投資が始められるサービスが増えています。

◆100円から投資信託の積立が始められる「投信積立」

投信積立サービスとは、毎月決まった日に、決まった金額を自動的に金融機関の口座から引き落とし、投資信託の買付を行うサービスです。

ネット証券などでは、月々100円から積立が始められる通称「100円投信積立」が人気を集めています。しかし、最初から大きな金額を投資してしまうと、値段の上がり下がりにより一喜一憂し、相場下落時にはどうしても冷静な判断ができなくなりますので、比較的冷静な判断や分析を可能にするためにも、投資を始める入口として少ない投資額から始めましょう。

◆買い物で貯まったポイントを投資に回す「ポイント運用」と「ポイント投資」

買い物やサービスの購入などで貯まったポイントを利用した投資が始められるようになりました。もちろん投資ですので元本保証はありませんが、手元の資金が減るわけではないので、比較的気軽に投資することができます。

ポイントを利用した投資には「ポイント運用」と「ポイント投資」の2種類があります。

「ポイント運用」とは、ポイントを運用会社に預けて運用するサービスで、現金化せずに「ポイントのまま」投資ができます。実際の投資信託や株式の値動きに連動してポイントが増減し、通常の投資は証券口座を開設して金融商品を購入する必要がありますが、ポイント運用は元手となるポイントさえあれば現金は必要ありません。

「ポイント投資」とは、貯まったポイントを「現金化」し、実際の株式や投資信託の買い付け代金として利用します。投資を始めるにあたり、証券口座を新たに開設する必要がありますが、購入できる金融商品の種類は、実際の投資とほぼ同じです。リターンはポイントではなく「現金」で受け取ります。

◆買い物で出るおつりを利用する「おつり投資」

おつり投資とは、「おつり投資アプリ」をクレジットカードや電子マネーなどと連携させ、買い物時のおつり相当額を自動的に積み立てて運用できるサービスのことです。

100円、500円、1,000円などの金額を「基準額」として設定し、決済した金額の端数をおつりに見立てます。例えば320円の買い物の場合、100円の基準額設定なら80円、500円の設定なら180円、1,000円の設定なら680円が「おつり」とみなされ、毎月1回おつりの合計額が指定の金融機関口座から自動引き落としされ、事前に診断された自身のリスク許容度に応じた資産運用が上場投資信託で自動的に行われます。ただし、出金手数料や運用手数料がかかるサービスもあるため、あらかじめ確認が必要です。



おつり投資

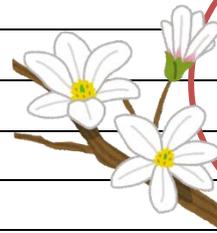


みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 不安をあおり契約させる悪質な点検商法に注意！
- ◆ 新生活が狙われる 引越直後の訪問販売トラブル
- ◆ 「消費者志向経営」を知っていますか？
- ◆ ストップ！特殊詐欺被害
- ◆ 消費生活センターからのお知らせ
- ◆ お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（宮城県金融広報委員会）



2023

3 March
月号

第 156 号

不安をあおり契約させる悪質な点検商法に注意！

相談事例

来訪した業者が「お宅の屋根が傷んでいるように見えたので無料で点検する」と言うので、無料ならと思い依頼した。点検後、屋根の写真を見せられ「このままだと雨漏りするかもしれない。すぐに工事しないと大変なことになる。たまたま別の仕事で近くに来ているので、今なら格安で工事してあげる」と言うので、とても心配になり、約40万円で修理の契約をしてしまった。

後で家族に話したら反対されたので、キャンセルしようと業者に連絡したところ「もう材料を発注したからキャンセルできない」と怒鳴られた。



★アドバイス★

- 突然訪問してきた業者から、「屋根が傷んでいる」「排水管が汚れている」「床下にシロアリがいる」などと告げられ、無料あるいは格安で点検した後に「すぐに修理しないと大変なことになる」と言葉巧みに不安をあおられ、考える時間もないまま不要な修繕工事等の契約をさせられたというトラブルに関する相談が寄せられています。
- 「点検させてほしい」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。点検箇所をわざと壊して撮影した写真を見せて勧誘するなど、悪質なケースもみられます。
- 点検を依頼した場合であっても、業者の話をうのみにせず、点検結果を冷静に受け止めることが大切です。
- 点検の結果、業者から修理を勧められても、その場ですぐに契約せず、家族と相談したり、別の業者から見積書を取ったりして、本当に必要な修理か確認しましょう。
- 工事終了後でも、クーリング・オフできる場合があります。
- 困ったとき、不安に思ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

新生活が狙われる 引越直後の訪問販売トラブル



相談事例 1

アパートに引越した当日、事業者が換気扇フィルターの勧誘に訪れた。管理会社と関連があるような話で「このアパートに住んでいる人はみんな契約している」と説明された。全室が購入しているなら仕方ないと思い、約3万円を現金で支払い、2年分のフィルターを受け取った。後日、管理会社に確認したら「そんな決まりはない」と言われた。

相談事例 2

アパートに引越した当日、「管理会社から紹介された」と言って、事業者が訪問してきた。「荷物を搬入する前に、水回りの防カビ工事を行った方がいい」などというので、事業者の言葉を信じて、現金で約6万円を支払い、工事してもらった。後日、気になって、管理会社に聞いたところ、「そのような事業者は紹介していない」と言われた。



★アドバイス★

- 新居に引越した直後は荷解きや手続きなどで忙しく、また新しい生活に不慣れな時期でもあるため、いつもより冷静な判断ができなくなりがちです。突然訪問を受け、「管理会社から紹介された」「周りはみんな契約をしている」などと勧誘されても、事業者の話だけを信じてすぐに契約せずに、必ず管理会社などに確認しましょう。
- 訪問販売で契約した場合、クーリング・オフができます。
- 事業者から訪問を受けて契約した場合、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフ（無条件での契約解除）をすることができます。
- クーリング・オフ期間内に工事が行われたとしても、クーリング・オフをした場合は、無償で元どおりに戻すよう求めることができます。
- 困ったとき、不安に思ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

「消費者志向経営」を知っていますか？

- 「消費者志向経営」とは、事業者が、消費者の権利や利益を尊重し、企業の社会的責任を意識した事業活動を行うことを言います。
- 消費者庁では、事業者が行う消費者志向経営の活動を3つに分けています。
 - 1つ目は「みんなの声を聴き、かついかすこと」
 - 2つ目は「未来・次世代のために取り組むこと」
 - 3つ目は「法令の遵守／コーポレートガバナンスの強化をすること」
- 事業者がこの活動に取り組むことで、消費者は、安全で安心できる高い品質の商品やサービスを受けられることや、消費者のニーズがより反映されることで、消費の満足度が高まり、生活の質を高めることができます。
- 事業者と消費者の相互の作用によって、健全な市場の育成や経済の好循環を生み出し、国際的に取り組んでいる持続可能な開発目標（SDGs）の達成にもつながっていきます。
（参考：消費者庁 消費者志向自主宣言のすすめ はじめての自主宣言ガイドブック）



ストップ!
特殊詐欺被害

「還付金があるのでATMへ行って」は詐欺です！

- 市役所や社会保険事務所などの職員を装い「**還付金**があります。スーパーの**ATM**で手続きができます」などと電話をよこし、ATMに行かせてウソの手続きを教え、お金を振り込ませる被害が発生しています。こうした**不審電話がかかってきたら、すぐに電話を切って、家族や警察に相談**しましょう。
- **詐欺電話は固定電話機にかかっています**。家の電話は常に留守番電話にしておく、または、防犯機能付き電話機を活用するなど、不審な電話がかかってきても直接話をしない環境を整えましょう。



消費生活センターからのお知らせ

● 消費生活パネル展 を開催します。

靈感商法を含めた悪質商法被害の未然防止等に関するパネルを展示します。

会場：宮城県庁1階 回廊

日時：令和5年3月13日（月）～17日（金）



● 宮城県消費生活センターの3月の相談受付日は、下表の○印の日です。

日曜日と祝日は、お休みとなります。

3月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
○	○	○	○	休	○	○	○	○	○	○	休	○	○	○	○	○	○	休	○	休	○	○	○	○	休	○	○	○	○	○

消費生活相談窓口

ひとりで悩まず まず相談!
消費者ホットライン



最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。
お電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター ☎ 022-211-3123

相談時間 月～金 9時～17時 土 9時～16時（祝日・年末年始除く）



◎各県民サービスセンター相談窓口（相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除）

大河原	大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	▶	0224-52-5700
大崎	北部地方振興事務所 県民サービスセンター	▶	0229-22-5700
栗原	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 県民サービスセンター	▶	0228-23-5700
石巻	東部地方振興事務所 県民サービスセンター	▶	0225-93-5700
登米	東部地方振興事務所 登米地域事務所 県民サービスセンター	▶	0220-22-5700
気仙沼	気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	▶	0226-22-7000

電子申請による
消費生活相談



Twitterは
こちら!



本情報紙のバックナンバーは
こちらで検索♪

みやぎの消費生活情報



©宮城県・
(株)旭プロダクション

◎市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。